

第4章 次世代育成支援行動計画

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します



(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

【現状】

本市では妊産婦とこどもの健康を守るために母子健康手帳を発行し、妊娠期から関係機関との連携を図りながら、妊産婦・乳幼児の健康診査、家庭訪問や各種相談を通じて継続的に育児支援を行っています。

【課題】

産後の母体ケアや乳児の日常的な世話（おむつ交換、げっぷの仕方、抱っこの仕方など）に関する父親をはじめとした家族の意識とスキルを高める家族支援が必要です。また、乳幼児の発達に大切なこどもとの関わり方など、病院・保健師・助産師からの専門的な技術や知識が求められる内容については、啓発や情報提供、個別相談の強化を図ることも必要です。

【具体的な事業内容】

※関連計画については、以下のように表記しています。

㊦：第6章 こどものひかり計画 ㊦：第7章 子ども・若者計画

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
母子健康手帳の発行		妊産婦の健康を守り、また、こどもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行します。 妊娠届出時に、保健師・助産師による妊婦本人との面談を実施し、健康管理の充実を図るとともに、安心してこどもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを実施します。 また、妊娠期から生活習慣の見直しを図り、健康管理の大切さを意識付けられるよう取り組みます。	健康課
母子保健推進員・母子愛育班の育成・支援		母子保健推進員による妊婦訪問や子育て支援、また母子愛育班による地域の特性に応じた活動などを推進し、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進します。	健康課
妊娠期からの生活習慣病予防（禁煙対策）		妊産婦やこども及びその家族の健康を守るために禁煙等について推進します。妊娠期から喫煙による悪影響や良い生活習慣づくりについて啓発を行い、家族ぐるみで主体的に健康づくりに取り組めるよう働きかけます。 また、地区組織や母子保健推進員と連携することで、各地域での効果的な取組を推進します。	健康課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
妊婦等包括相談支援事業		妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行います。 妊産婦や乳幼児の保健指導、健康診査、家庭訪問や各種相談などの機会を通じて面談を行い、妊娠期からの切れ目のない支援に努め、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を図ります。	健康課
産後ケア事業		出産後の心身ともに不安定な時期に、助産所や医療機関などの産後ケア事業所において実施する宿泊や通所、訪問サービスを受けることによって、身体的・精神的負担を軽減し、家庭でこどもと安心して過ごすことができるよう支援します。	健康課
妊産婦・乳幼児健康診査		妊産婦の心身の健康管理を図るため、妊産婦健康診査及び保健指導を実施し、妊娠期から産後まで安全・安心に過ごせるよう支援します。 また、乳幼児健診を通して乳幼児の健康状態や発達を確認し、個々の状況に応じた育児・発達等に関する相談や情報提供など、安心して育児ができるように支援します。	健康課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）		生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、産婦や家族のニーズ、養育環境等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	健康課
養育支援訪問事業	⑦	妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出時、乳幼児健診等の節目の時期に面談を行い、養育支援が必要な家庭を早期に把握します。 養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行います。また、状況に応じて丸亀市要保護児童対策地域協議会との連携を図り、支援の強化を図ります。	健康課
妊産婦・乳幼児相談・健康教育		母子健康手帳発行時やマイナス1歳から始まる子育て講座、ウェルカム広場などにおいて、妊娠、出産、子育て、健康づくりについての相談や情報提供を行うことにより、妊産婦や父親、乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援します。 また、こどもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた保健指導、健康診査や予防接種の情報提供などを行い、育児支援を行います。	健康課
予防接種		BCG・五種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ・ヒブ）・MR（麻しん風しん混合）・日本脳炎・小児肺炎球菌・B型肝炎・ロタ・水痘などの各種予防接種を実施します。 また、対象期間内に必要な予防接種を受けることができるように、個別通知及び保育所（園）、幼稚園、小学校等を通じて周知・勧奨に努めます。	健康課
乳幼児の事故防止		子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、予期せず起こりやすい事故とその予防法、事故時の対処法など、乳幼児の事故防止の啓発を行います。	健康課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
小児医療		妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要に応じて医療機関と相互に連絡を取り合い、ケース会を開くなど、医療と保健の両側から支援できるよう医療機関などと連携し、その充実を図ります。 また、県と連携しながら小児医療体制の維持に努めます。	健康課
歯科保健		市内の委託歯科医療機関における妊婦を対象とした歯科検診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査や歯科衛生士による集団指導を実施します。 また、年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催しており、これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識醸成に努めます。 妊婦歯科健診をはじめ、各種健診の受診率の向上に努めます。	健康課



(2) 相談支援・情報提供

【現状】

本市では、幼稚園・保育所（園）・認定こども園選び、一時預かり、青い鳥教室等の円滑な利用への支援、妊娠から子育てまでの相談対応と切れ目のない支援を行うとともに、家庭児童相談として子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもりや非行問題に関しての支援を行っています。また、情報を一元化し、子育て情報サイト「みてねッと」やアプリ「子育てナビ『まる LouLou（るる）』」で継続的な支援に関する情報を提供しています。

令和7年度からは、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。また、必要に応じて本市で行っている重層的支援体制整備事業とも連携し、市全体としての包括的な支援体制を図ります。

【課題】

子育て支援や学校情報、イベント情報など、保護者が必要な情報を得られていない状況があり、こうした支援を必要としている人に必要な情報が届くよう取り組んでいく必要があります。また、保護者自身のストレスや問題に対処するための支援が不足しており、病児保育や父親学級などの具体的なサービスの提供体制の拡充と周知が求められます。さらに、予約なしで気軽に利用できる相談窓口や、デジタルツール（チャットやSNSなど）を通じて24時間対応可能な相談窓口など、ニーズへの対応も検討していくことが求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	① ⑥	母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 また、学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課 健康課
利用者支援事業 (基本型)	① ⑥	身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることができるよう努めます。 また、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。	子育て支援課
子育て支援情報 ホームページの運営		子育て情報誌「まるがめ子育て情報MAP」、子育て情報サイト「みてねッと」、ホームページ、広報紙などを印象に残るよう工夫しながら活用して、子育てに関する情報を継続的に提供し、接触の機会がない家庭に対しても効果的に情報提供できるよう努めます。	子育て支援課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
子育てアプリ 「子育てナビ『まる LouLou (るる)』」		子育てナビ「まる LouLou (るる)」は、保護者が必要な情報を得られるよう、保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。	健康課
子育て支援サービス相談支援	⑦	転入や出生をはじめ、各種手続のため来所した子育て家庭に対し、市内の子育て支援情報等を提供するほか、必要と思われるサービスの説明を行い、支援を必要とする家庭に対し、母子・父子自立支援員や各関係機関につなぎます。	子育て支援課 ほか



(3) 地域における多様な保育ニーズ等への対応

【現状】

本市では、公立の幼稚園・保育所が老朽化した場合等において、教育・保育を一体的に受けることができる認定こども園への移行も含め、保育体制の検討を行う一方、年度途中から発生する待機児童の解消に向け、私立園と連携して保育士確保に取り組んでいます。また、様々な保育ニーズに対応するために延長保育事業や一時預かり事業、病児保育事業、ホームヘルパーを派遣する事業などの、多様な保育サービスを展開しています。

【課題】

年度途中からの保育所（園）への入所ニーズに対応できる保育士が確保できておらず、低年齢児を中心に待機児童が発生しており、保育士の確保が課題となっています。令和8年度から始まる、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「こども誰でも通園制度」への対応も必要です。

また、長期休業中に利用できる預け場所の設置、青い鳥教室以外に放課後の預け場所を増設することが求められています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
待機児童の解消		待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、保育士養成施設へ通う学生への修学資金等貸付により保育士としての就業意欲の醸成を図り、また、新卒保育士や潜在保育士への就職準備金貸付により就業を支援し、保育士確保に努めます。 働く場としての魅力を感じてもらえるよう、SNSを活用した情報発信や保育施設バスツアーの実施を継続します。 ICT化推進やメンタルヘルスの実施により職員の負担を軽減し、離職防止に努めます。 私立園に対しては保育士人件費補助による処遇改善、保育支援者への人件費補助などを通じて支援を行い、公立園については、様々な角度から働き方改革を進め、離職防止に努めます。	幼保運営課
乳児保育事業		保護者の就労事情などによる保育ニーズに対応するため、0歳児からの保育を実施します。	幼保運営課
延長保育事業		保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労時間などによる保育ニーズに対応するため、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行います。	幼保運営課
一時預かり事業	⑦	【一般型】 保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前のこどもを保育所（園）などで受け入れ、保育を行います。事業の安定的継続と拡大を図るため事業体制を整えとともに、受入れの拡充を図ります。 【幼稚園型】 幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常教育時間の前後や土曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な教育を行います。	子育て支援課 幼保運営課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	⑦	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行います。利用者の要望に適切な対応ができるよう施設との連携を強化し、事業体制を整備します。	子育て支援課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	⑦	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行います。また、登録会員数を増やすため制度の周知や登録の推奨を行います。	子育て支援課
病児保育事業		こどもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所（園）などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行います。より身近な場所で利用ができるよう、実施施設の増加に努めるとともに、施設形態や運営についての検討を行います。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業（ホームヘルプサービス）	⑦	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合に家庭の状況に応じたスムーズな対応ができるよう、子育てホームヘルプサービス事業の充実に努めます。	子育て支援課
医療的ケア児受入支援事業		定められた医療的ケアが必要な3歳児クラス以上の幼児及び小・中学校に通う児童・生徒に対し、医師の指示に基づき医療的ケアを実施し、保育・教育における支援を行います。	幼保運営課 学校教育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）		全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、未就園の3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行います。	子育て支援課 幼保運営課



(4) 児童虐待防止対策

【現状】

こどもの人権啓発やこころの健康相談、母子支援の強化を行い、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関が情報交換や役割分担を行う体制を整えています。また、平成28年度の児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が求められており、令和7年度に設置するこども家庭センターにその機能を付加しています。

【課題】

支援が必要な家庭に対して、親からのアクションを待つのではなく、家庭児童相談員等が積極的に電話や家庭訪問を行うことにより虐待を減らす可能性があるという意見があり、家庭への支援方法として、家庭児童相談員等による定期的な接触を通じた効果的な虐待防止策について検討していくことが求められています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
人権教育・啓発		講演会や研修会の実施・広報紙などにより、こども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担うこどもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。 また、こどもの人権を大切に、多様な個性や、家庭の背景も含めた一人ひとりの育ちをしっかりと認めながら、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校での、豊かな生活経験を通して、心身の健やかな成長、発達を図るほか、こどもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索し、実践します。	人権課 幼保運営課 学校教育課
利用者支援事業 （こども家庭センター型）（再掲）	① ⑥	母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 また、学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課 健康課
利用者支援事業 （基本型）（再掲）	① ⑥	身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることをできるよう努めます。 また、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。	子育て支援課
心の健康づくりと仲間づくり		こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力するとともに、地域の子育て支援者とも連携を図り、地域の中で親子が孤立しないよう支援します。	健康課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	㊦	虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行います。 香川県西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ、主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などとの綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。さらに、特定妊婦への支援等、妊娠期からの切れ目ない支援を進めていきます。 児童虐待防止を推進するため、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口の周知に努めます。その他、様々な方法で普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待防止の普及啓発や養育支援を必要とするこども等の早期把握・支援に努めます。	子育て支援課
オレンジリボンキャンペーン	㊦	児童虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である11月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子育て支援課



(5) 家庭の教育力の向上

【現状】

保護者向け家庭教育講座を通じて、こどもの成長理解と課題解決の支援や、親子の交流やものづくり体験を含む子ども講座を提供し、こどもの体験機会の確保や新たな仲間づくりを促進しています。また、PTAと協力し、小・中学生のスマートフォン使用などの共通課題に対して情報交換と協働で問題解決を図っています。

【課題】

年齢に応じた家庭教育のあり方や、親育ち、祖父母育ちの知識とノウハウを提供する子育て講座を一般家庭向けに開催することで、保護者の子育て支援を充実させていく必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
家庭教育講座		教育・保育施設や小・中学校に通うこどもの保護者を対象にした家庭教育講座の実施や、こどもに関わる大人に学びの場を提供することで、こどもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有したりして解決へ導きます。 ワークショップを取り入れ、保護者同士で学びを共有することができるような講座など、保護者の教育力を高めるため、こどもの成長や子育てに関する知識、技術が学べる講座を開催し、こどもの成長や子育てについて理解を深めます。 また、講座に参加することによって、こどもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。 保護者や各施設のニーズにあった講師や内容の講座を開催することができるよう、新しい講師人材の発掘を行うとともに、日数の増加を調整します。	まなび文化課
PTAとの連携		共通課題（小・中学生のスマートフォン等適正な利用など）について、情報交換を活発に行い、協働して課題解決に取り組みます。 家庭の教育力を高めるため、こどもの成長や子育てに関する知識、技術が学べる講座を開催し、こどもの成長や子育てについて理解を深めます。 また、講座に参加することによって、こどもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。希望する講座が受講できるよう、日数の増加を調整します。	学校教育課
子ども講座		親子の触れ合いやものづくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供します。 こどもたちの知識や技能の向上を図るため、ニーズに合った講座を増やし、講座を通して様々なことに興味・関心を持てるような内容を検討します。	まなび文化課
地域子育て支援拠点事業		地域での子育て支援の場として多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。 また、地域に根付いた子育て支援や子育てに関する情報提供、育児講習、相談対応を行うため、施設や活動についての周知に努めます。	子育て支援課 幼保運営課

(6) 経済的支援

【現状】

高校卒業年代（満18歳）までのこどもの医療費について自己負担分の助成や、3歳から15歳までの給食費無償化を実施しています。また、このとり支援事業として、不妊治療の経済的負担を軽減するなど、多様な世帯に向けた助成を実施しています。

【課題】

長く続く物価高騰の影響を受け、生活必需品の支給などによる支援が求められています。また、こどもたちの教育支援の拡充について要望があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
こども医療費助成制度	①	18歳到達後の最初の3月31日までのこどもに対して、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図ります。	子育て支援課
児童手当	①	子育て家庭（18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育する家庭）に対して手当を支給しています。	子育て支援課
このとり支援事業		不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図ります。 制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	健康課
給食費の無償化		子育て世帯の負担軽減や食育の推進のため、3歳から15歳までの給食費無償化を継続します。	幼保運営課 学校給食センター
多子世帯出産祝金支給事業	①	多子世帯の3人目以降のこどもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図ります。	子育て支援課
ハッピーファーストバースデー事業	①	こどもの1歳の誕生日に、おむつなどの育児用品の入った「ファーストバースデーセット」を子育て経験のある配達員が自宅に届け、経済的な支援と相談を行います。	子育て支援課
子育て応援育児用品貸出事業	①	乳幼児の保護者・養育者に対し、子育て用品を無償で貸出しすることにより、乳幼児の健全育成支援及び子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。	子育て支援課
奨学金返還支援事業	⑥	大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助し、経済的な負担軽減を図ります。	政策課

(7) 配慮が必要な家庭への支援

【現状】

ひとり親や生活困窮の状況にある子育て家庭などが経済的に自立するための相談、情報提供、資金の貸付、資格取得費用の一部支給や、小・中学生の就学奨励費支給制度も実施しています。また、国際化に対応し、外国にルーツを持つこどもを対象に日本語指導を行うほか、市民向け文書について英語を含む多言語での情報提供を実施しており、多様な市民が情報を容易に入手できるようサポートしています。

【課題】

ひとり親世帯に対する子育て・生活支援、学習支援などの総合的な自立支援を行っていく必要があります。また、今後、増えることが予想される外国にルーツを持つこどもやその保護者に対して適切な支援を行っていくことが求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成制度	㊦	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで）のこどもに対して、健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図ります。	子育て支援課
保育料の軽減	㊦	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和します。	幼保運営課
就学奨励費支給制度	㊦	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部又は全額を支給し、負担軽減を図ります。関係各課や小・中学校との連携、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
丸亀市片岡給付型奨学金制度	㊦	修学意欲はあるが経済的理由で大学又は短大への修学が困難な本市の学生に対し、修学費用の一部を給付します。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
丸亀市入学金貸付制度	㊦	向学心旺盛であるが経済的理由で高校・大学等への入学金の支払が困難な方に入学金の一部を貸し付けます。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
つながりの場づくり支援事業	㊦	こどもが社会的孤立に陥らないよう、こどもの居場所づくりなどこどもと支援を結ぶつながりの場をつくり、こども食堂やフードパントリー等、学習支援、相談対応を行います。	子育て支援課
児童育成支援拠点事業（こども第3の居場所）	㊦	ひとり親家庭などの小学生に対し、学習習慣や生活習慣を身につけるために、宿題・個別学習や体験活動・文化活動を通じて、将来の自立に向けた力を育みます。	子育て支援課
こども食堂	㊦	こどもの孤食を減らし、社会的に孤立しないよう、地域に居場所をつくり、人とつながることで、安心して過ごせる場所を提供します。	子育て支援課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
児童扶養手当	⑦	ひとり親家庭等の状態にあって、18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給（所得制限あり）します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援	⑦	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
養育費・親子交流の履行確保事業	⑦	離婚前後の家庭に対して、離婚後のこどもの健やかな成長の助けのため、養育費と面会交流の取り決めと履行についての支援を行います。	子育て支援課
住居確保給付金の支給	⑦	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を求職活動中に有期で支給します（生活保護受給者除く）。	福祉課
生活保護	⑦	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します（現物給付含む）。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。 また、生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課
子どもの学習支援事業	⑦	経済的に困難を抱える世帯のこどもたちの学力向上や進学を支援することを目的に小・中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	福祉課
自立相談支援事業	⑦ ⑧	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	福祉課
家計改善支援事業	⑦	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、生活困窮世帯を対象に、日常のお金の使い方を見直し、収入のバランスなどの助言を行います。	福祉課
被保護者就労支援事業	⑦	福祉と就労の一体化事業の一環として、ハローワークと連携し、生活保護受給者をはじめ、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。	福祉課
就労準備支援事業	⑦ ⑧	就労意欲が低く、就労が困難な生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
		香川県労働局及び香川県、NPO 法人さぬき自立支援ネットワークと連携し、就職の継続が困難な若者等が職業的に自立するために個別相談・各種セミナー・就職相談・職業適性診断・職場見学・職場体験等の支援を行います。	産業観光課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
多言語による情報提供		市民向け文書において多言語で対応する必要がある場合には、英語をはじめとする多言語文書を作成します。 外国にルーツを持つ子どもや保護者が、子育て支援に関する様々な情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供だけでなく、窓口における通訳の確保にも努めます。	子育て支援課ほか
日本語指導教室	㉔	外国にルーツがある、又は帰国子女等に当たる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	学校教育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	㉕	生活保護世帯など、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。 また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降のこどもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。	幼保運営課



1 計画の策定に
当たって

2 子どもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します



(1) 遊び場・こどもの居場所づくり

【現状】

こどもたちに健全な遊びと健康増進、情操教育を提供するため、児童館事業を展開しています。また、公園や遊具の安全点検と整備を行い、安全・安心な遊び場を確保しています。さらに、乳幼児向けの地域子育て支援拠点施設（地域子育て支援センターやひろば）や異年齢交流を促進する少年体験活動など、様々な体験を提供する場も推進しています。

市民活動交流センター（マルタス）の設置により、中心的な拠点施設として、中・高校生年代の利用が拡大しています。

【課題】

こどもたちが安全に利用できる遊び場の整備が継続して求められています。また、こどもたちの様々な居場所を確保するため、地域全体で居場所づくりを行う必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
児童館事業	⑥	遊びの拠点と居場所を提供し、様々な活動に自発的に取り組めるよう支援するとともに、行事を工夫して利用者を増やし、こどもの居場所としての支援を行います。 また、施設の計画的な修繕等に対応し、安心して利用できる施設運営を行います。	子育て支援課 人権課
遊び場の整備		公園や遊具の安全点検や安全基準に適した整備を継続して実施し、地域におけるこどもの遊び場（児童公園など）の適切な維持管理に努めます。 また、私有地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理を行います。	都市計画課
地域子育て支援拠点事業（再掲）		地域での子育て支援の場として多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。 また、地域に根付いた子育て支援や子育てに関する情報提供、育児講習、相談対応を行うため、施設や活動についての周知に努めます。	子育て支援課 幼保運営課
少年体験活動		少年活動団体や新市民会館を含めた様々な施設、団体等と連携して、こどもたちの責任感や協調性などを育む機会となる体験活動の場づくりに努めます。	まなび文化課

(2) 総合的な放課後児童対策

【現状】

本市では、保護者が就労等で家を空ける児童のために、島しょ部地域を除く全小学校区に、放課後児童クラブとして「青い鳥教室」を32教室設置しており、放課後の安全・安心な居場所を確保し基本的な生活習慣や社会性の習得を促しています。さらに、全児童を対象に放課後や週末に地域住民の協力を得て、学習、スポーツ、文化活動を行う「放課後子供教室」を9教室で実施しています。

【課題】

青い鳥教室等の利用者からは、スタッフの定期的な研修を通じた専門性の向上や、安全かつ創造的な遊び場の整備など利用環境の充実が求められており、これらの改善を行うことで、利用のしやすさの向上を図ってほしいという具体的な要望が多く寄せられています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
青い鳥教室	⑦	各校区における在籍児童数の動向を見据えつつ、増加が特に顕著な校区における適切な施設整備とともに、配置する支援員不足の解消に努めます。 小学校の余裕教室等の空き状況を見ながら、必要とされる機能を満たせる空き教室がある場合には可能な限り、既存施設を活用して場所の確保を図っていきます。 多様化することもや家庭が増加する中で、こどもに携わる職員・スタッフの適正な人員配置のあり方やスタッフの資質向上に向けて、職員・スタッフのニーズを的確に捉えながら研修内容などを工夫し、引き続き放課後支援の質の向上に努めます。 特別な配慮を必要とする児童に対しては、引き続き、現場で対応する支援員の判断を最大限尊重した上で必要に応じて加配するなど、児童が安心して過ごせる環境づくりとともに、専門的な知識を持った職員の確保に努めます。 児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や1年生から6年生までの異年齢児童との交わり等を通じた社会性の習得、主体的な遊びや生活ができるような居場所の提供を継続できるよう、放課後子供教室等の外部機関とも連携しながら、教室での活動を工夫して行っていきます。 新入生に対しては、各学校の入学説明会を活用し、在校生等に対しては案内文書や市のホームページを活用するなど、今後も継続して、利用を希望する保護者や、地域住民に対して、「青い鳥教室」における育成支援の内容について、様々な方法で周知を行っていきます。	教育部総務課
放課後子供教室	⑦	全小学校区での実施を目指して、地域の担い手の確保とともに、学生ボランティア募集について、引き続き実施し、未開室校区での活動は広報等により周知を行い開室校区が増えるよう努めます。 各教室のプログラム内容を充実させるため、好事例を紹介するとともに、各教室の要望を確認し必要に応じて支援員の研修機会の確保を図り、質の向上に努めます。	教育部総務課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携		「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携事業については、事業関係者の意見を取り入れつつ、現在連携事業を行っていない教室への呼びかけや教室間のサポートを行うなど、地域の実情を勘案し、全てのこどもたちが、一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの充実を図ります。 また、よりこどもたちに寄り添った事業を展開するとともに、実施が可能な校区を拡大し、一体化へつなげ、未開室校区では一体型の教室の整備に努めます。 活動場所が、「青い鳥教室」のある小学校に隣接している「放課後子供教室」については、両事業の関係者に加えて学校関係者等とも連携を取り、一体的に実施していきます。	教育部総務課



(3) いじめ・不登校対策

【現状】

学校では日常的な声かけや教育相談週間を通じてこどもの不安や悩みに対応しています。陸地部の各学校群にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や家庭への支援と関係機関との連携を強化したり、校内サポートルームを設置し、校内の居場所づくりに努めたりしています。また、学校外の居場所として教育支援センターを設置し、学校復帰や進路の保障を支援するとともに、民間のフリースクール等とも連携を取り、多様な居場所づくりに努めています。

【課題】

安全で安心できる学校環境を実現し、こどもが発するいじめの危険信号に気付き、迅速かつ適切な対応が行える体制を整えることが必要です。また、不登校の児童・生徒にはオンライン授業を提供し、カウンセラーが定期的に生徒と話す時間を確保すること、さらに保護者向けには学校等においてPTAと連携を図り、子育て講座等を開催して情報を直接提供することも重要です。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
いじめ・不登校等心の相談		児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、県のスクールカウンセラーや市のスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。 また、陸地部の各中学校に設置している校内サポートルームについては、学習支援員を配置し、校内の居場所づくりや多様な学びの保障に努めます。	学校教育課
不登校児童・生徒に対する支援	⑥	不登校児童・生徒の居場所として、教育支援センターや、陸地部の中学校に校内サポートルームを設置しており、必要に応じて民間のフリースクール等とも連携を取り、多様な居場所づくりに努めます。 多様な居場所を提供することによって、心を癒やすとともに、遊びや学習を通して友達や指導員・支援員とのコミュニケーションを図り、タブレットの活用（タブドリLive！、オンライン支援）や関係機関と連携した重層的支援を推進することで学校復帰や進路保障ができるよう努めます。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	⑥	いじめや不登校などで悩む、こどもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用しながら、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関につなぎ、全ての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	⑥	陸地部の各学校群にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、医療や福祉の面から対応ができるようにします。 特に、ヤングケアラーが疑われる家庭については、関係機関との連携が不可欠なため、家庭状況を確認し、関係機関へつなぐ働きかけを行います。 また、スクールソーシャルワーカーに対する研修や情報交換会などを定期的に行うことで、資質向上を図ります。	学校教育課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
不登校児童・生徒の家庭への支援	㊦	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらいこどもの保護者の集いを実施します。	学校教育課
かめっコール (こどもや青少年の相談電話)	㊦	相談チラシやカードの配布、市広報、PTA メール、育成センターだよりなどで相談窓口を周知しています。来所又は電話にて、こども・若者、その家族からの相談に応じ、助言や関係機関の紹介を行います。	少年育成センター
課題解決型事業	㊦	社会の中で生きづらさを感じているこどもたちへアウトリーチやワークショップを実施し、正解のない文化芸術活動を体験する機会を提供します。多様な表現方法や創造活動が認められる体験を通して、こどもたちが、自分の好きなことや心が動かされることに気付いたり、自己肯定感を高められる場づくりを行います。	まなび文化課



(4) 有害環境対策と非行等防止対策

【現状】

少年育成センターの情報紙「かめっこ」等を通じた、デジタル機器のフィルタリングやマナーについての啓発、有害図書等の回収、薬物乱用や児童買春などを防止するための啓発活動を行っています。また、補導員がこどもの集まる場所を巡回し、少年非行の未然防止に向けての活動を展開するとともに、電話や面接での少年相談にも対応できるよう、相談員を配置しています。

【課題】

インターネットやゲームの過度な利用が増えているため、これらの健康への影響について、啓発活動を行っていく必要があります。また、こどもたちが安全に帰宅できるように、下校時や薄暮時の補導活動を継続していくとともに、効果的な巡回場所の見直しを行うことも重要になります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
環境浄化活動	㊦	市内20か所に設置している白ポストを定期的に点検し、有害図書、DVD等の回収を行うことで、環境浄化を実施します。	少年育成センター
青少年のインターネット利用に関する啓発	㊦	携帯電話やスマートフォン、パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存を防ぐような、情報モラルの啓発を行っています。特にSNSによる被害を防いだり、ネット依存に陥らないようにするため、中学生などの世代やその保護者を対象にSNSなどの適正利用に関する様々な啓発を実施します。	少年育成センター
		青少年が適切にインターネットの利用ができるよう、教職員や事業者等に対する研修や市ホームページ等で啓発を行います。児童・生徒向けのチラシを作成し、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどによるいじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。	人権課 学校教育課
薬物乱用防止の啓発	㊦	「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、セーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	学校教育課 少年育成センター
青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発	㊦	内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、青少年の規範意識を高め、児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため、啓発活動等を行っています。	学校教育課 少年育成センター
補導活動	㊦	地域の人々や関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校や地域からの情報を基に、重点的な巡回場所を把握し、より効果的な補導活動を実施するなど、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、こどもの問題行動の広域化に対応していきます。	少年育成センター

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
少年相談		相談者の悩みに寄り添う電話相談や面接相談を行い、状況に応じて関係機関と連携を取りながら解決に努めるとともに、相談員自身のスキルアップにも努めていきます。	少年育成センター
市非行防止定例情報交換会	㊦	中学校生徒指導主事、学校教育課サポート室、子育て支援課、関係機関（丸亀警察生活安全課、西部子ども相談センター、高松家庭裁判所丸亀支部、中讃少年サポートセンター）により構成される情報交換会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、連絡・協議を行います。	少年育成センター
“社会を明るくする運動”の推進	㊦	「社会を明るくする運動」丸亀地区推進委員会との連携により、犯罪や非行を防止し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とするキャンペーン活動を行います。	少年育成センター



(5) 成人期に向けての健康づくり・保健対策

【現状】

小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象とした血液検査の実施により、生活習慣病ハイリスク者を早期発見し、本人と保護者への保健指導を行い、医療機関への受診も勧めています。また、小・中学校では、性に関する正しい知識を身につけるための性教育や心の問題へのカウンセリング、職場体験学習などを行うとともに、幼稚園・保育所（園）・認定こども園及び関係機関の協力により講演会などを実施しています。

【課題】

今後も小児生活習慣病の予防と性教育の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの積極的な活用を推進し、こどもたちの心身の健康を支援することが重要です。また、妊娠や出産などに関して、体験学習プログラムの充実などにより、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めていく必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
小児生活習慣病対策		小児生活習慣病対策として、小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、事後指導によりこどもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めます。	学校教育課
思春期メンタルヘルス		心の問題で悩む児童・生徒には、学級担任・養護教諭が行うカウンセリングのほか、スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリング力の向上を図るため、校内研修を充実します。	学校教育課
性教育		こどもの発達段階などに応じて、こどもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を行います。	学校教育課
思春期保健教育		小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。 また、妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸出しなどを周知し、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。	学校教育課 健康課 子育て支援課

(6) こどもの心身の育ちを助ける食育の推進

【現状】

妊産婦に対して、母子健康手帳の発行や「マイナス1歳から始まる子育て講座」を通じて食生活の指導を行い、健康的な食事や体重管理の情報を提供しています。また、幼稚園から中学校までの教育機関では、食育を推進し、正しい食知識の獲得と健康的な食習慣の形成を目的としたプログラムを実施しています。

【課題】

食育に関する講座の普及と参加者数の拡大を目指すため、効果的な広報活動などの周知を図っていく必要があります。また、こどもたちの健康や特定の食物アレルギーに対応するために、個々の状況に応じた対応を行うことが求められています。さらに、教育・保育施設における発達段階に応じた食育の取組を実施していく必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
妊産婦の食育		母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行います。 生まれる前（マイナス1歳）から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事などの情報提供を行います。 家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう働きかけていきます。	健康課
こどもの食育		施設の全職員、関係部署が連携しながら、こどもたちが食を楽しみ、食を知り、健康な生活を過ごせるよう連携し、食育活動を実施していきます。 自園調理を行う保育所（園）・認定こども園では、保育の内容の一環として食育を位置づけ、保育士、保育教諭、調理員等の職員が協力し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培います。 家族ぐるみで食生活を見直していくために、食に無関心な保護者が関心を持てるよう働きかけていくほか、家庭教育講座や子育て学習会の中で食育に関する講座を開催するなど、食育の支援に努めていきます。 保護者が食への理解を深め、食事をつくることや、こどもと一緒に食べることに喜びを持つことができるように支援します。 こどもが生涯健康に過ごすことができるよう、学校給食やこども料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 食に関する生きた教材として、旬の食材を取り入れ、有機食材の活用を含めた地産地消の推進、衛生・安全管理の徹底にも努めていきます。	健康課 幼保運営課 学校教育課 学校給食センター まなび文化課

(7) 人間性や個性を育む環境整備

【現状】

本市では、こどもたちと本をつなぐため、生後3か月の子にはブックスタートとして絵本を渡し、5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、家庭での読書を促進しています。幼稚園や保育所（園）、認定こども園、小・中学校では異年齢交流や異学年交流を行ったり、地域と連携し、地域団体などとこどもたちが触れ合う機会をつくったりしています。また、計画的な人権・同和教育のほか、様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことを支援しています。

【課題】

文化・芸術を介し多様な人が集い、交流することによって、新たな価値やつながりを生み出す機会を提供していく必要があります。また、親子の触れ合いを充実させるため、図書館事業や美術館が取り組む事業の活用、こどもの地域活動や地域行事への参加を促進していくことが求められます。さらに、こどもの体力づくりを支えるために放課後や休日に運動の機会や場を確保していくことや、人権教育に関する基本方針や重点努力事項について職員間の共通理解を深めていくことも求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
図書館事業		ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、こどもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書・読み聞かせの楽しさを伝えていきます。	図書館
文化芸術を介した交流の機会の提供		親子を対象としたワークショップなど文化芸術を介した交流の機会を提供することで、非認知能力の育成に努めます。	まなび文化課
芸術体験		幼稚園・保育所（園）・認定こども園に芸術家を招き、アートを通じた表現活動の体験により、こどもの豊かな感性を育みます。	幼保運営課
異年齢交流・異学年交流・地域連携		幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流を行います。 また、市内全ての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などとこどもたちとの触れ合う機会をつくり、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。	幼保運営課 学校教育課
人権教育・啓発（再掲）		講演会や研修会の実施・広報紙などにより、こども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担うこどもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。 また、こどもの人権を大切に、多様な個性や、家庭の背景も含めた一人ひとりの育ちをしっかりと認めながら、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校での、豊かな生活経験を通して、心身の健やかな成長、発達を図るほか、こどもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索し、実践します。	人権課 幼保運営課 学校教育課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
子どもの体力づくり		体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。 スポーツ少年団の組織整備・育成支援、適切な指導を行える指導者養成、こどもたちが意欲的に楽しく運動に取り組める運動習慣の定着促進に努め、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。	学校教育課 スポーツ推進課
アーバンスポーツパークの活用	㊦	アーバンスポーツパークで関係競技団体と協力して教室を行うなど、アーバンスポーツに触れる機会を提供することにより、こどもの個性の尊重や他者との関わり方などを学べるよう取り組みます。	スポーツ推進課
学習機会や体験活動の充実	㊦	こどもの置かれている環境や状況にかかわらず、多様な文化芸術活動を体験できる機会をつくり、子ども講座や芸術表現活動、自然体験活動などを通して、他者に関わり、協調・協働しながら課題に取り組む中で、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	まなび文化課
文化芸術鑑賞・体験の機会提供	㊦	こどもたちが等しく文化芸術を体験できるよう、美術館やホールへ市内のこどもたちを招待する鑑賞事業や、学校、幼稚園、保育所（園）などへのアウトリーチやワークショップを実施することにより、こどもたちの豊かな感性を醸成するとともに、文化芸術活動を通して、非認知能力を育む機会を提供します。	まなび文化課
次世代を担うリーダーの育成	㊦	青少年の健全育成を図るとともに、地域などで活躍できる人材となる中・高校生世代を対象としたジュニアリーダーの事業を支援します。また、小学生を対象としたジュニアリーダー養成講座の支援を行います。	まなび文化課



(8) 総合的・継続的な障がい児支援

【現状】

本市では、発達障がいのあるこどもとその家族を支援するために、児童心理司や言語聴覚士、臨床心理士等による個別相談を提供しています。また、専門家による教育・保育施設への巡回カウンセリングを行うとともに、特別支援教育支援員の適正配置や保育士の加配措置を実施しています。さらに、NPO 団体と協力し、保護者・保育士・教員への相談支援や研修を行っています。

【課題】

障がいのあるこどもたちが通いやすい環境で学校生活を送ることができ、必要とする人が利用できるよう障害児通所支援事業所を充実していくとともに、医療的なケアが必要なこどもも参加できる触れ合いの場所や機会を増やしていくことが必要です。また、発達障がいのこどもがいる家庭向けに専門知識を持った相談窓口を引き続き開設するとともに、保護者と教員が協力して問題を解決できる機会を提供していくことも求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
発達相談		こどもの発達の悩みについて、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士による相談を実施します。 心身の発達や情緒・行動面において、又はことばの発達や発音について、グレーゾーン又は障がい疑われるこどもが早期に支援を受けられるよう体制の確保を図ります。 こども相談は、こどもの心身の発達や情緒、行動などの不安について児童心理司による相談を実施し、早期に適切な支援が受けられるよう支援していきます。 ことばの相談は、きこえやことばの発達の不安について臨床心理士や言語聴覚士による相談を実施し、早期に適切な支援が受けられるよう支援していきます。	健康課
特別支援教育・障がい児保育		障がいのあるこどもを教育・保育施設や小・中学校で受け入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行います。また、必要に応じて専門家などによる保育所（園）への巡回カウンセリングを行い、特別支援教育支援員の配置や保育士の加配措置などを行うとともに、教員・保育士等の実践力向上を図ります。	幼保運営課 学校教育課
発達障がい児支援		NPO 団体と協働で発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのあるこどもの支援を目的として巡回カウンセリングを実施するとともに、保護者・保育士・教員などの関係者を対象に、相談支援や研修などを行います。	幼保運営課 学校教育課
課題解決型事業	㊦	障がいがあることにより、ホールや劇場で行われる舞台芸術公演へ足を運びづらいと感じている方が安心して鑑賞できるよう、プログラムや鑑賞環境に配慮した公演を開催します。また、障害福祉施設へのアウトリーチを実施することで、文化芸術活動を楽しむことができる機会を提供し、文化芸術活動を通して、障がいのある方の見えづかった個性や能力に気付くきっかけをつくります。	まなび文化課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
児童発達支援		未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課
放課後等デイサービス		就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課
保育所等訪問支援		障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課
障がい児相談支援		児童発達支援・放課後等デイサービス等を利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行うもので、今後も適切にサービスを利用することができるよう、障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。	福祉課
障がい福祉サービスその他		障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実し、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携を取りながら乳幼児期から就労までの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。 さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加を推進することに努めます。	福祉課
市民福祉年金 (在宅重度障害児年金)	①	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳1級又は療育手帳①・Aを持ち、常時家族の介護が必要な5～20歳未満の在宅重度の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課
市民福祉年金 (障害児年金)	①	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている20歳未満の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課

基本目標 3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

(1) 安全・安心なまちづくり

【現状】

近年、我が国においては、こどもの性被害の増加が著しく、地域の安全対策として、不審者情報の配信や緊急避難場所となる「こども SOS」の設置、地域住民による防犯パトロールを実施しています。また、交差点での事故防止のためにカーブミラーの設置、学校等において交通安全キャンペーンや交通安全教育を行い、交通ルールの重要性和安全意識の普及に努めています。

【課題】

通学路の安全を高めるために、安全施設の定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。また、地元自治会の要望に応じて防犯灯を設置し、夜間の安全性を向上していくことも求められています。さらに、地域コミュニティによるこどもの見守り活動やパトロール、「こども SOS」の更なる設置なども行っていく必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
交通安全施設の点検整備		交差点などでの事故防止のためにカーブミラーや視線誘導標の設置、道路側溝への転落対策として柵を設置し、安全な道路環境の整備を進めるとともに、施設の維持管理にも努めます。 また、通学路については、通学路交通安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、学校、保護者、警察、地域の人々や道路管理者などの関係機関が連携し、主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、環境の整備・改善や交通安全教育に取り組みます。	建設課
通学路の点検やカラー化などによる安全確保		通学路として利用される狭い市道において、歩行空間が明瞭になるよう一定の基準に基づきカラー化を実施するとともに、薄くなった箇所については、塗り直しを行うことで、継続的な安全対策に取り組みます。道路の危険箇所、必要に応じてカーブミラー、視線誘導標などの交通安全施設を設置するほか、地元自治会の要望に応じて防犯灯を設置することで夜間の安全性の向上を図るとともに、施設の維持管理にも努めます。 また、通学路については、通学路交通安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、地域の人々や道路管理者などの関係機関の主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、環境の整備・改善や交通安全教育に取り組みます。	建設課
交通安全指導・啓発		幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、こども自らが交通事故から自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	生活環境課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
不審者情報の提供		防犯情報の共有として、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会で配信している「F ネット通信」の市ホームページへの掲載や学校・警察・関係機関・保護者・地域への FAX 及びメール配信で不審者情報の提供を行うとともに、青色防犯パトロールカー（青パト）でのパトロールを実施します。 また、不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関と連携して、「こども SOS」の設置を行い、地域ぐるみで不審者や犯罪などからこどもを守る取組を推進します。さらに、学校問題解決支援員を中心として、市内小・中学校との連携を強化していきます。	生活環境課 少年育成センター
防犯パトロール		防犯協会と連携し、地域ぐるみでの地域安全活動（自主防犯パトロール）に対して支援します。	生活環境課
防犯意識啓発		市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯協会や警察と連携した防犯教室やキャンペーンなどを通して、防犯安全意識の高揚を図ります。	生活環境課
緊急避難場所「こども SOS」の設置・点検		各学校への不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関と連携して、こどもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こども SOS」の設置を推進します。また、少年育成センターが行う点検や学校からの情報を基に、交換や新規の設置を行います。	少年育成センター



(2) 子育てバリアフリーのまちづくり

【現状】

本市では、妊産婦やこどもが安心して外出できる環境を整備するため、公共施設にスロープの設置や段差解消を進めているほか、授乳室やこども用トイレなどの施設整備を進めています。また、妊婦への配慮を促すマタニティマークの普及にも努めており、母子健康手帳の発行時に妊婦に配布するとともに、マタニティマークの啓発を行っています。

【課題】

道路改良時には、高齢者や障がい者を含む全ての人が利用しやすいバリアフリーを考慮した設計とすることが必要となります。また、公共施設においては、乳幼児を連れた保護者が安心して利用できるよう、おむつ替えスペースや授乳室の維持管理のほか、必要に応じた新たな整備が求められています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
道路改良時の歩道等のバリアフリー化		香川県が実施する県道高松善通寺線の無電柱化と、市道丸亀駅前線（駅前広場）の舗装修繕などで、全ての人が利用しやすい道路空間となるようバリアフリー化を進めます。	建設課
公共施設における授乳室等の整備促進		こども連れでも安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替えスペース、多目的トイレなどの整備、維持管理に努めます。	庶務課ほか
マタニティマークの活用		母子健康手帳発行時にマタニティマークを配布するとともに、妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティマークの普及・啓発を行い、地域の子育て支援の意識を高めます。	健康課



(3) 仕事と子育てが両立できるまちづくり

【現状】

男性の育児参画やワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進していくため、市のホームページやパンフレットで情報を提供しています。また、中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、企業へのPRを通じて中小企業従業員の福利厚生の拡充に努めています。

【課題】

保育施設や子育て支援が充実していても、職場の環境が変わらない限り、仕事と子育ての両立は難しいため、働きやすい職場環境づくりの取組に対して支援を行っていく必要があります。また、「丸亀こどもデー」（キッズウィーク）には大人も休暇を取れるよう、保護者や企業などへの周知啓発に努めることが求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
男女共同参画の推進、固定的性別役割分担意識の解消		性別にかかわらず、仕事と家庭のバランスが取れた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。 家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めます。	人権課
労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励		働き方改革等に関わる国や県の事業等について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努めます。	産業観光課
勤労者の福利厚生と企業への啓発		福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するとともに、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生への拡充に努めます。	産業観光課
キッズウィークの推進		平成30年度から始めたキッズウィークについては、10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とするなど、3連休を設定することで、親子や地域との交流が図れる機会としています。このキッズウィークについて、ポスター掲示やチラシ配布等により周知啓発し、関係機関と連携して事業所に働きかけるなど、こどもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進を図るとともに、近隣市町への認知度向上にも努めます。	学校教育課 幼保運営課 産業観光課 ほか

(4) 人材育成・支援

【現状】

地域住民が主体となつてこどもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える活動を推進しています。また、母子愛育班による地域の健康づくりの推進、地域子育て支援拠点でのボランティア養成研修、こどもに体験活動の場を提供する少年活動団体などへの支援など、安心して子育てができる環境づくりを担う人材や団体の育成・支援を行っています。

【課題】

子育てに対して多くの家庭が経済的、精神的に大きな負担を感じており、子育て支援の必要性は大きくなってきています。このため、地域社会全体で支え合っていけるよう、体制を整えていく必要があります。子育て支援に関わるボランティアやコーディネーターなどの育成が求められています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
子育てボランティアの育成・支援		地域子育て支援拠点や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識を持ち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援するとともに、ボランティア募集の周知を行います。 また、ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、事業の活性化や子育てに優しい地域づくりに貢献している子育て支援団体の活動を支援します。	子育て支援課 幼保運営課
地区組織・人材育成の仕組みづくり		地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援します。 愛育班員や母子保健推進員の活動とその重要性を周知するとともに、育成に取り組み、地域の身近な支援者として主体的に活動できるよう支援します。 市 PTA 連絡協議会や母子愛育班、地域の育成部会など様々な団体及び児童館やコミュニティセンターなどの施設と連携しながら、課題に対応した内容で継続してセミナー等を開催します。また、各地域で実施されている地域学校協働活動を通し、子育て家庭を支える地域づくりを支援します。	健康課 まなび文化課
自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	⑦	自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。	健康課
子どもの体験活動等に関わる団体等への支援		こどもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行います。 こどもの体験活動等に関わる団体等への支援として、指導者・育成者として必要なもの、求められているものなど社会的なニーズを把握し、各団体と連携して指導者・育成者のスキルアップを図るための研修を開催するとともに、現状の団体以外ともつながりを持たせる取組を推進します。	まなび文化課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
市民主体の文化芸術活動団体への支援		多様な文化活動の中で、異年齢交流や地域とのつながりを持つ機会を提供している文化協会や、音楽を通じた仲間づくりや感受性豊かな人間づくりの場となる少年少女合唱団など、市民主体の文化芸術活動団体を支援します。	まなび文化課

